

○指宿南九州消防組合広告付提供物の受領に関する要綱

令和7年4月22日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、指宿南九州消防組合の広告付提供物（以下「提供物」という。）の受領について、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容の範囲)

第2条 広告の内容、表示に関する基準は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 消防の品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (5) その他広告として適当でないと消防長が認めるもの

(提供物受領の優先順位)

第3条 受領する提供物の順位は、先着順とする。

2 同時に複数の申込みがあった場合は、消防長が認める方法により決定するものとする。

(提供者の募集及び申込み)

第4条 提供物を提供する者（以下「提供者」という。）の募集は、広報紙、ホームページにより行うものとする。

2 提供者は、指宿南九州消防組合提供物申出書（様式第1）により消防長に申し込むものとする。

(提供物受領の審査)

第5条 消防長は、指宿南九州消防組合提供物申出書の申込みを受け付けたときは、提供物の内容を審査し、速やかに受領の可否を決定するものとする。

2 消防長は、受領の可否を決定したときは、指宿南九州消防組合提供物受理決定通知書（様式第2）又は指宿南九州消防組合提供物不受理決定通知書（様式第3）により提供者に通知するものとする。

3 消防長は、デザイン素材、ラフ・スケッチその他受領の可否を判断するため必要な資料の提出を求めるものとする。

4 消防長は、第1項の受領の決定をした後、事情変更により、提供物の内容、デザインに変更があった場合は、申込者に修正後の提供物の内容変更案を求めるものとする。

(提供物の製作及び提供)

第6条 提供物は、提供者の負担によって製作し、提供するものとする。

2 提供者は、提供物の提供を行おうとするときは、業務に支障が生じないように消防長と協議の上、行うものとする。

(提供物の使用中止)

第7条 消防長は、業務上の支障その他特に必要があると認めるときは、提供物の使用を中止することができる。この場合において、消防長は、費用の負担その他の補償は行わないものとする。

(受領決定の取消し)

第8条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消すものとする。

(1) 提供者が書面により提供の辞退を申し出たとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、消防長が提供物の受領に特に支障があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、提供物の受領に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

指宿南九州消防組合提供物申出書

消防長 様

指宿南九州消防組合へ広告付提供物の寄贈を以下のとおり申し込みます。

提 供 者	所在地		〒
	名称		
	代表者職氏名		
	担当者氏名		
	連 絡 先	T E L	
		F A X	
メー ル			
提 供 物 品			
広 告 内 容			
提 供 数 量			
提 供 期 間			
提 供 物 費 用 円			
添 付 書 類 等		1 広告の原稿（図案等） 2 市税及び使用料など構成市に対する債務の完納を証明する書類（市税納税証明書等）	
備 考			

年 月 日

指宿南九州消防組合提供物受理決定通知書

様

指宿南九州消防組合  
消防長



年 月 日付で申込みのあった指宿南九州消防組合への広告付提供物について、次のとおり受領することに決定しましたので、通知します。

受領物品	
受領数量	
使用期間	
備考	

年 月 日

指宿南九州消防組合提供物不受理決定通知書

様

指宿南九州消防組合  
消防長



年 月 日付で申込みのあった指宿南九州消防組合への広告付提供物について、下記の理由により受理できないことを決定しましたので通知します。

不受理の理由	
--------	--